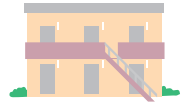


5 高齢者向けの住宅や施設

高齢者向けの住宅や施設などをご紹介します。詳しくは問い合わせ先にお尋ねください。

介護保険の施設以外にも、高齢者向け賃貸住宅から老人ホームまでいろいろな選択肢がありそうね。



■ 高齢者向けの賃貸住宅

高齢者向けの賃貸住宅があります。ただし、入居後、介護が必要となったり、在宅介護が困難になったりしたときには、福祉施設への住み替えなどが必要となります。

略称・正式名称	説明	問い合わせ先
サービス付き 高齢者向け住宅	<p>バリアフリー構造で、介護・医療と連携し、安否確認や生活相談など高齢者の安心を支えるサービスを提供する民間賃貸住宅。高齢者単身およびその配偶者のほか、要支援・要介護認定を受けた人も入居が可能です。</p> <p>※特定施設入居者生活介護の指定を受けた住宅は、住宅が提供する介護サービスを受けることができます。指定を受けていない住宅では、訪問介護などの外部の介護サービスを利用することができます。</p>	<p>北九州市建築都市局 住宅計画課 ☎093-582-2592</p> <p>北九州市保健福祉局 介護保険課 ☎093-582-2771</p> <p>【登録情報の閲覧】 https://www.satsuki-jutaku.jp/</p>
こう ゆう ちん 高 優 賃 高齢者向け優良賃貸住宅 地域優良賃貸住宅(高齢者型)	<p>バリアフリーなどの高齢者向け仕様で市が認定した民間賃貸住宅。所得に応じて家賃補助が受けられる場合もあります。</p> <p>※特定施設入居者生活介護の指定を受けた住宅は、住宅が提供する介護サービスを受けることができます。指定を受けていない住宅では、訪問介護などの外部の介護サービスを利用することができます。</p>	<p>北九州市建築都市局 住宅計画課 ☎093-582-2592</p> <p>https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ 北九州市トップページから 「高優賃」で検索してください。</p>
高齢者向け 市営住宅 (シルバーハウジング)	<p>バリアフリー仕様や、生活援助員を配置するなど、高齢者の生活に配慮した市営住宅です。</p>	<p>北九州市住宅供給公社 管理第二課 ☎093-531-3030</p> <p>https://www.jkk-kitakyushu.jp/shiei/</p>

■ 自宅を改修したい



略称・正式名称	説明	対象	問い合わせ先
住宅改修 (介護保険サービス)	<p>手すりや段差解消などの改修費用を支給します。(P22参照)</p>	<p>要支援・要介護の認定を受けた人 所得要件:なし</p>	<p>各区役所 保健福祉課 介護保険担当 (P36参照)</p>
すこやか 住宅改造助成	<p>介護保険(住宅改修費)等の支給限度額を超える部分等の改修費用を助成します。</p>	<p>要支援・要介護の認定を受けた人等が属する世帯 所得要件:あり</p>	<p>各区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談係 (P36参照)</p>

■ 老人ホームなどの施設

入所型の老人ホームには、利用者側と施設側とが直接「入所契約」を結び入所する施設と、区役所が窓口となり入所者を決定する施設(養護老人ホーム)があります。



名 称	説 明	入居要件	問い合わせ先
有料老人ホーム	<p>高齢者の人が入居して、食事や介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などのサービスが受けられる施設。</p> <p>住宅型 介護が必要となった場合、訪問介護などの介護サービスを利用しながら、施設での生活を継続することが可能。</p> <p>介護付 介護が必要となっても、施設が提供する介護サービスを利用しながら、施設での生活を継続することが可能。</p>	おおむね 65歳以上	各区役所 保健福祉課 高齢者・障害者 相談係 (P36参照)
生活支援ハウス	老人デイサービスセンターに居住部門が併設され、独立して生活するには不安のある高齢者に対して、低料金で介護、住居、地域住民との交流の場などを総合的に提供する施設。(自炊も可能)	原則60歳以上	
養護老人ホーム	家庭環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しており、自宅において生活することが困難な人が入所できる施設。(市の入所判定委員会の判定を受ける必要有り。)	おおむね 65歳以上	
軽費老人ホーム (ケアハウス・A型)	自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、または高齢などのため独立して生活するには不安がある人で、家族による援助を受けることが困難な低所得の高齢者が入所できる施設。	60歳以上	
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	家庭的な環境の中で、認知症の症状のある方が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けられる施設。	認知症があり かつ 要支援2以上	
介護老人 福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所できる施設で、入浴・排せつ・食事・日常生活の介助や機能訓練などを受けられる施設。	原則 要介護3以上	

高齢者向けの
住宅や施設

高齢者向けの住まいにも、自立して暮らすときに安心して入居できる賃貸住宅から、福祉サービスが受けられる施設までいろいろな種類があります。それぞれの窓口にお気軽にお問い合わせください。



6 利用者負担を軽くする制度

高額介護(予防)サービス費

介護保険では、介護サービスを利用し、1カ月の利用者負担額(食費・居住費(滞在費)は除く)が下記に示す上限を超えると、申請により超えた金額を、高額介護(予防)サービス費として支給する制度があります。※ただし、世帯に複数のサービス利用者がいる場合は、上限額の適用が異なります。

令和3年8月から現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

○令和3年7月利用分まで

対象者		利用者負担の上限額(月額)
生活保護受給者等、市民税世帯非課税で老齢年金受給者		1万5,000円
市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年80万円以下の人		
市民税世帯非課税で上記以外の人		2万4,600円
市民税世帯課税の人	一般	4万4,400円
	現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる、65歳以上の人1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上	4万4,400円

○令和3年8月利用分から

対象者		利用者負担の上限額(月額)
生活保護受給者等、市民税世帯非課税で老齢年金受給者		1万5,000円
市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年80万円以下の人		
市民税世帯非課税で上記以外の人		2万4,600円
市民税世帯課税の人	一般	4万4,400円
	現役並み所得者 年収約383万円以上約770万円未満	4万4,400円
	現役並み所得者 年収約770万円以上約1,160万円未満	9万3,000円
	現役並み所得者 年収約1,160万円以上	14万100円

- ※1 福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費(滞在費)や日常生活費、介護保険給付以外のサービス(全額自己負担で利用した介護サービスなど)は、高額介護(予防)サービス費の対象外です。
- ※2 上限額を超えた金額を一時的に立て替える貸付制度もあります。
- ※3 所得の変更等があったときは、さかのぼって利用者負担の上限額が変更となる場合があります。
- ※4 介護予防・生活支援サービス事業(指定事業者によるサービスのみ)についても、従来の高額介護(予防)サービス費に相当する事業(「高額介護予防サービス費相当事業(高額総合事業サービス費)」)というを実施しています。なお、すでに高額介護(予防)サービス費について申請済みの人は、改めて申請する必要はありません。

高額医療合算介護(予防)サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用して年間(8月から翌年7月)の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

【自己負担限度額(世帯の年間限度額)】

所得区分 (後期高齢者医療加入者及び70~74歳)		後期高齢者医療制度 + 介護保険	国民健康保険 + 介護保険	所得区分 (70歳未満)	国民健康保険 + 介護保険
①低所得者	低所得Ⅰ(※2)	19万円	19万円	オ 市民税 非課税世帯	34万円
	低所得Ⅱ(※3)	31万円	31万円		
②一般(①③以外の人)		56万円	56万円	エ 判定所得(※1) 210万円以下	60万円
③現役並み 所得者	課税所得145万円以上 (現役並みⅠ)	67万円	67万円	ウ 判定所得 210万円超600万円以下	67万円
	課税所得380万円以上 (現役並みⅡ)	141万円	141万円	イ 判定所得 600万円超901万円以下	141万円
	課税所得690万円以上 (現役並みⅢ)	212万円	212万円	ア 判定所得 901万円超	212万円

- ※総合事業によるサービス(指定事業者によるサービスのみ)についても、高額医療合算介護(予防)サービス費に相当する事業があります。
- ※1 判定所得は、同一世帯の被保険者全ての基礎控除後の総所得金額等の合算額。
- ※2 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税でかつ各種収入から必要経費・控除(年金収入は80万円)を差し引いた所得がすべて0円となる世帯の方にあたります。
- ※3 低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税世帯の方にあたります。

お問い合わせ お住まいの区の区役所国保年金課及び保健福祉課介護保険担当

食費・居住費（滞在費）の負担を軽くする制度

市民税世帯非課税等で介護保険施設・ショートステイを利用している人の食費・居住費（滞在費）は、申請により下記の額に軽減されます。令和3年8月から第3段階が細分化され、負担限度額が一部変わります。

【利用者負担段階と負担限度額】

利用者負担段階	対象者		預貯金等資産要件	負担限度額（1カ月あたり）	
				居住費（滞在費）	食費
第1段階	・市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者等		単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	0円～ 約2万6,000円	約1万円
第2段階	令和3年7月まで	・市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、 課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の 合計が年80万円以下の人	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下 単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	約1万1,000円～ 約2万6,000円	約1万2,000円
	令和3年8月から				約1万2,000円～ 約1万9,000円
第3段階	令和3年7月まで	・市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、 上記第2段階以外の人	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下		約2万1,000円
第3段階①	令和3年8月から	・市民税世帯非課税（世帯分離している配偶者を含む）で、 課税年金収入額、非課税年金収入額、合計所得金額の 合計が年80万円超120万円以下の人	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	約1万1,000円～ 約4万1,000円	約2万1,000円～ 約3万1,000円
第3段階②					約4万1,000円～ 約4万2,000円

※ 居住費（滞在費）の負担限度額は、居室の種類（多床室（相部屋）～ユニット型個室）によって異なります。

※ 食費は施設利用・ショートステイ利用で異なります。

※ 上記以外の方は、施設との契約で定めた額を支払います。

利用者負担を
軽くする制度

社会福祉法人による利用者負担の軽減

介護サービスの提供を行う社会福祉法人（当該軽減を行う旨を市に申し出た法人に限る）が、市民税世帯非課税の人のうち、収入や資産などが一定の要件を満たし、生計が困難な人に対して、利用者負担の軽減を行います。

対象となる施設とサービス

対象施設	社会福祉法人のうち、軽減を行う旨を市に申し出た法人	
対象サービス	その法人が行う下記の介護保険サービス [食費・居住費（滞在費）・宿泊費も含む]	
●介護老人福祉施設	●介護予防短期入所生活介護	●夜間対応型訪問介護
●訪問介護	●介護予防認知症対応型通所介護	●地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
●通所介護	●介護予防小規模多機能型居宅介護	●地域密着型通所介護
●短期入所生活介護	●看護小規模多機能型居宅介護	●総合事業のうち、予防給付型の 訪問・通所型サービス
●認知症対応型通所介護	●定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	
●小規模多機能型居宅介護		

軽減の対象者及び軽減内容

対象者	利用者負担軽減割合
老齢福祉年金受給者で一定の要件を満たす人等	50%
収入が年150万円以下の人で一定の要件を満たす人	25%

※生活保護受給者については、個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）のみ、利用者負担額の全額が軽減対象となります。

課税世帯における特例減額措置

市民税世帯課税の高齢者夫婦等で、一方が施設に入所したような場合に、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないよう、以下の要件にすべて該当する人は、申請により居住費、食費の負担を軽減する制度があります。※ただしショートステイについては適用されません。

要件

- ・市民税課税者がいる高齢者夫婦等の世帯
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担等の見込額を除いた額が80万円以下
- ・世帯の預貯金等の額が450万円以下
- ・日常生活に供する以外に活用できる資産がない
- ・介護保険料の滞納がない

利用料の支払いでお困りの人へ

- 災害など特別な理由で、利用料の支払いが困難な人には、負担を軽くする制度があります。
- 決められた利用料や保険料を支払うと、著しく日常生活が困窮するような場合（境界層該当）には、負担を軽くする制度があります。

お問い合わせ
お申し込み

お住まいの区の区役所保健福祉課介護保険担当へ (P36参照)

「とびうめ@きたきゅう」への登録について

- 「とびうめ@きたきゅう」は、登録された方が受けた医療・介護・健診の情報の一部を、ネットワークを通じて医療機関等で共有（福岡県医師会の運用する「とびうめネット」を活用）することにより、適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を情報面から支える取組です。これにより、登録された方の医療・介護・健診の情報が、「とびうめ@きたきゅう」に参加する医療機関等で24時間いつでも確認でき、例えば、

- (1) 緊急時に、登録した方の医療・介護・健診の情報が医療機関等にきちんと伝わることにより適切で迅速な治療につながる
- (2) 病院、かかりつけ医、ケアマネジャー等が連携して、退院に向けての丁寧なサポートを受けられるなどのメリットがあります。

※ご不明な点やご登録に関するご相談等は、下記のお問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

- 「とびうめ@きたきゅう」で共有される情報
 1. 氏名・住所・生年月日・性別・緊急時の連絡先
 2. 今まで診療を受けた医療機関名、処方された薬などの情報
 3. 要介護度やケアマネジャーの事業所などの介護情報
 4. 特定健診（メタボ健診）などの情報
 5. その他、円滑な医療・介護サービスのために共有が必要な情報※一度登録された医療・介護・健診の情報は基本的に自動で更新されます。

- 対象者は、北九州市民の方（持病の有無や、年齢は関係ありません）
- 費用（自己負担額）は、無料
- 登録申出書の受取、提出ができる場所は、各区役所の介護保険担当窓口・地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民センター、かかりつけ医、居宅介護支援事業所、各在宅医療・介護連携支援センターなど



お問い合わせ 保健福祉局地域医療課 ☎ 093-582-2678